

国内受注型企画旅行条件書（共通事項）

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

1. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、おもちまん株式会社（愛知県弥富市鯰浦町西前新田43番地 愛知県知事登録旅行業第2-1496号。以下「当社」といいます）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 契約の内容・条件は、パンフレット及びホームページ、本旅行条件書のほか、「旅程表」と称する確定書面（以下「旅程表」といいます）及び当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従つて運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込みと予約

- (1) 所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます）に所定事項を記入のうえ、旅行開始前（当日でも可）までに申込金（旅行代金の100%）を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- (2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日から旅行開始前までに申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

3. 契約の成立時期

- (1) お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。具体的には、次によります。
 - ①店頭及び当社の外務員による訪問販売の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が申込金を受理した時。
 - ②電話等の通信手段による契約の予約の場合は、当社が予約の承諾の旨を通知した日から旅行開始前までに当社がお客様から申込金を受理した時。

4. 申込み条件

- (1) この旅行は、障害者手帳をお持ちの方、要支援・要介護認定者の方、その他何らかの理由において外出困難の方、またそのご家族や友人など付添人を対象とした旅行プランとなっています。
- (2) ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行に

については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。

- (3) お客様の心身の状態・病状や必要とされる措置（福祉用具や医療機器の準備、服薬状況、介助方法等）についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出させていただくことがあります。
- (4) 前号に基づきお申出に応じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者や看護師又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、旅程の一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
- (6) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (8) 当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
 - ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (9) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることができます。

5. 契約責任者による申込み

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者（以下「契約責任者」といいます）から旅行のお申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を契約責任者との間で行います。

- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

6. 「旅程表」(確定書面) の交付

当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「旅程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

7. 旅行代金及び支払い期限

- (1) 「旅行代金」は、第2-1項(1)の「申込金」、第11項(1)の「違約料」、第12項の「取消料」及び第21項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
- (2) 旅行代金(申込金)は、旅行開始前までに全額お支払いいただきます。

8. 契約内容の変更

- (1) 当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することができます。
- (2) この場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. お客様の交替

- (1) お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
- (2) 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、運送・宿泊機関等の空席・空室状況、適用規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができないときは、お客様の交替をお断りすることがあります。

10. お客様からの契約解除(旅行開始前)

- (1) お客様は、次に掲げる場合は、旅行開始前に取

消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第21項の表の左欄に掲げるもの、または、その他の重要なものであるときに限ります。
- ②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③当社がお客様に対し、第6項の期日までに、「旅程表」を交付しなかったとき。
- ④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。

11. 当社からの契約解除(旅行開始前)

- (1) お客様が第7項(4)の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は、その翌日にお客様が契約を解除したものとみなし、この場合、取消料と同額の「違約料」をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することができます。
 - ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
 - ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行は3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥お花見を目的とする旅行における著しい開花不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ⑧お客様が第4項(10)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) 当社は、本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額をお客様に払い戻します。契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

1 2 . 取消料（お客様からの契約解除）

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。尚、取消料は割引前の旅行代金を基準に計算します。

取消日（契約解除の期日）		取消料 (お1人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	[1] 20日～8日前まで (注1)10日～8日前まで	無料
	[2] 7日～2日前まで	無料
[3] 旅行開始日前日	旅行代金の40%以内	
[4] 旅行開始日当日 ([5] を除く)	旅行代金の50%以内	
[5] 旅行開始後又は無連絡不参加 (注2)	旅行代金の100%以内	

(注1)「日帰り旅行」に限り、[1]の取消料は「10日～8日前まで」の期日とします。

(注2)「旅行開始後」とは、当社旅行業約款別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「無連絡不参加」とは、お客様が「旅程表」にしたがった最初の旅行サービスを受けることができる時刻までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかつたことをいいます。

1 3 . お客様からの契約解除(旅行開始後)

(1) お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱（離団）された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
(2) お客様の病状の悪化など止むを得ない事由によって、または、お客様の責に帰すべき事由によらず、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、受領できなくなつた部分の契約を解除することができます。
(3) 前号の場合、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなつた部分に係る金額をお客様に払い戻します。(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合は、当該旅行サービス提供機関に対して支払わなければならない取消料、違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。)

1 4 . 当社からの契約解除（旅行開始後）

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
①お客様が必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
②お客様が病気や心身の状態の悪化により、旅行の継続が不可能となったとき。
③お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げ

るとき。

- ④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて、旅行の継続が不可能となつたとき。
⑤お客様が第4項(8)①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
(2) 当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務の履行は完了します。
(3) 前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の金額から、当該旅行サービス提供機関に対して支払わなければならない取消料、違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
(4) 当社は、本項(1)①②④の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るため、または病院等への輸送のための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

1 5 . 旅行代金の払い戻し

(1) 当社は、第10項から第14項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

1 6 . 旅程管理

- (1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、契約に従つた旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
(2) トイレ休憩や休息等は予め予定しておりますが、希望があった場合やお客様の心身の状態をみて、旅程を変更し、休憩等を優先させていただく場合があります。

17. 同行者や付添介助等

- (1) 当該旅行には ODEKAKE タクシー（福祉タクシー）の運転手や付添者である ODEKAKE クルーが現地係員を務め、当社の認める必要な業務（旅程の管理、現地案内、付き添い、移動、移乗、トイレ介助、食事介助、入浴介助等）を行います。旅行者が複数人の場合は人数や旅行者の身体状況に応じて、付添者を追加で手配いたします。（※目安として旅行者3～5名に対して付添者1名となります。）ただし、旅行中常に一対一の付き添いや介助ができる事を保証するものではありません。常時の付き添いや特別な介助、同性介助などを望まれる場合は、旅行代金とは別に追加料金が必要となる場合がございます。
- (2) お客様が旅行中の医療的処置が必要な場合やお客様の病状、心身の状態によっては、看護師の同行を申込条件とさせていただきます。この場合に要する看護師同行費用はお客様の負担となります。
- (3) 本項(1)、(2)の付き添いや介助、看護において、普段とは異なる環境下であることや行動制限を極力しないように努めていることもあります。事故や怪我の危険性は少なからずあります。また、付添者や介護士、看護師を手配できない場合、お申し込みをお断りしなければいけないこともあります。ご理解及び、ご了承をお願い致します。

18. 緊急時の対応・保護措置

- (1) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により急変、または重大な事故が発生し保護を要する状態にあると認めたときは、以下の手順にて対応いたします。
- ①その場で旅行を中断し、救急車等を呼び、病院搬送を行います。
- ②救急隊が到着するまでの応急処置は現地係員が行います。
- ③搬送先、病状・症状などは、電話にて家族様等へ状況報告を致します。
- ④その他、外傷等のない利用者様は現地係員または運送サービスを手配させていただくことにより、ご自宅やご入居施設まで送迎致します。
- ⑤適応する各種保険にて対応致します。
- (2) 前号において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (3) 旅行中に、事故や急病が生じた場合は、直ちに「旅程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください（基本的には現地係員などの同行者が付いていますので、その者にお伝えください）。

19. 当社の損害賠償責任

- (1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から2年以内に当社に

対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

20. 特別補償責任

- (1) 当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金（お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。
- (2) 当社は前号の規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SDカード、DVD、USB等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。
- (4) 本項（1）の損害について当社が第19項（1）の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項（1）の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (5) 当社は、次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
- ①お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
- ②その他「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当するとき。

21. 旅程保証責任

- (1) 当社は、本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次の①～②で規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません（「オ

「バーブッキング=過剰予約受付」が原因の場合を除きます)。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によるない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。

②第10項から第14項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。

(3)当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(4)当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤	契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカード中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいです。

(注2)「旅程表」(確定書面)が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「旅程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「旅程表」の記載内容との間または「旅程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

(注3)③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

(注4)④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

(注6)⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。

(注7)旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

2.2. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

2.3. コロナウィルス等感染症対策

(1)出庫前には車内消毒や換気を徹底して行い、また旅行中も適宜車内換気、消毒等を行います。

(2)お迎え時には手指消毒と検温をさせていただきます。検温の結果37.5度以上の方は乗車をお断りし、当事者の旅行は取り消しとさせていただきます。

(3)食事時中を除き、旅行中はマスクの着用を推奨いたします。また、食事前やトイレ後には手洗いと手指消毒をお願いいたします。

(4)特に密集した場所や密閉された場所、密接に関わる状況と判断した場合は、その場所や状況を避けるため、予定していた旅程を変更させていただく場合があります。

(5)当該旅行が緊急事態宣言中の旅行となった場合は、旅行日程の延期または中止、旅程の変更をさせていただく場合があります。感染対策が徹底されていると考えられる旅行の内容によっては、お客様の同意のもと当該旅行を実施します。

(6)当社から同行する者はコロナワクチン3回目接種済み、または2週間以内の抗原検査の結果が陰性のスタッフが同行いたします。

2.4. 個人情報の取扱い

(1)当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご本人またはご家族、その他関係機関(担当支援専門員やご利用施設、かかりつけ病院等)からご提供いただいた個人情報について、以下の用途で利用させていただきます。

①お客様との連絡や運送・宿泊機関等、その他旅行に必要なサービスの手配・実施のため。

②当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険の手続きのため。

③旅行中の緊急時や事故の際に、関係機関やご家族等にご連絡や状況報告を行うため。

④お客様の旅行を安全に実施するため、旅行中の必要な介助や福祉用具、人員、その他の対応方法を把握するため。

⑤看護師や医師の同行が必要な場合にあっては、医療的ケアや処置方法を把握するため。

⑥旅行情報の案内など広報活動のため。

※この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットや旅程表に明示した日となります。

＜旅行企画・実施＞

愛知県知事登録旅行業第 2-1496 号
おもちまん株式会社
愛知県弥富市鯉浦町西前新田 4 3 番地
(一社)全国旅行業協会正会員
国内旅行業務取扱管理者：上野 翔平

＜取扱営業所＞

ODEKAKE（おでかけ）本社営業所
愛知県弥富市鯉浦町西前新田 4 3 番地
電話：0567-69-6266 メール：ueno@omochi-man.jp
営業時間：平日 8:00～20:00
外務員：市川 智也

担当外務員の説明にご不明な点がございましたら、旅行業務取扱管理者（当営業所での取引責任者）までご連絡ください。050-5445-2519（上野）